

日本知的財産仲裁センター

情報セキュリティ基本方針

日本知的財産仲裁センター（以下、本センター）は、当事者及びその関係者からお預かりした情報資産並びに本センターの情報資産を事故・災害・犯罪などの脅威から守り、利用者並びに社会の信頼に応えるべく、以下の方針に基づき組織全体で情報セキュリティに取り組めます。

1. センター長の責任

本センターは、センター長主導で組織的かつ継続的に情報セキュリティの改善・向上に努めます。

2. センター内体制の整備

本センターは、情報セキュリティの維持及び改善のために組織を設置し、情報セキュリティ対策を講じます。

3. 事務局職員及び運営委員の取組み

本センターの事務局職員及び運営委員は、情報セキュリティのために必要とされる知識、技術を習得し、情報セキュリティへの取り組みを確かなものにします。

4. 法令及び契約上の要求事項の遵守

本センターは、情報セキュリティに関わる法令、規制、規範、契約上の義務を遵守します。

5. 違反及び事故への対応

本センターは、情報セキュリティに関わる法令違反、契約違反及び事故が発生した場合には適切に対処し、再発防止に努めます。

制定日：2026年6月9日
日本知的財産仲裁センター
センター長 前川 直輝